

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成21年4月1日
(第5期)	至	平成22年3月31日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	3
3【事業の内容】	4
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	10
1【業績等の概要】	10
2【生産、受注及び販売の状況】	12
3【対処すべき課題】	13
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	20
6【研究開発活動】	20
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
第3【設備の状況】	24
1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	24
2【道路資産】	26
第4【提出会社の状況】	29
1【株式等の状況】	29
2【自己株式の取得等の状況】	31
3【配当政策】	31
4【株価の推移】	31
5【役員の状況】	32
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	34
第5【経理の状況】	38
1【連結財務諸表等】	39
2【財務諸表等】	76
第6【提出会社の株式事務の概要】	108
第7【提出会社の参考情報】	109
1【提出会社の親会社等の情報】	109
2【その他の参考情報】	109
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	110
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【事業年度】	第5期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中山 尚信
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益（百万円）	143,749	292,373	444,910	306,973	499,162
経常利益（百万円）	5,201	4,210	3,115	4,608	4,973
当期純利益（百万円）	2,935	2,707	2,037	3,252	1,873
純資産額（百万円）	29,935	28,188	30,625	33,944	35,827
総資産額（百万円）	402,986	504,704	454,814	548,883	445,795
1株当たり純資産額（円）	1,108.73	1,042.90	1,118.37	1,238.83	1,308.24
1株当たり当期純利益金額（円）	108.73	100.28	75.47	120.46	69.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	7.4	5.6	6.6	6.1	7.9
自己資本利益率（％）	10.3	9.3	7.0	10.2	5.4
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△52,487	△96,695	60,298	△84,414	135,728
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,905	△2,477	△5,196	△17,434	△13,235
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	39,067	99,426	△57,161	86,953	△112,326
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	50,807	51,061	49,001	34,106	44,272
従業員数（人） 〔外、平均臨時雇用人員〕	2,633 〔1,057〕	2,540 〔1,242〕	2,609 〔1,447〕	3,150 〔1,314〕	3,103 〔1,287〕

（注）1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間となります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月
営業収益（百万円）	143,749	291,016	443,158	305,241	497,014
経常利益（百万円）	5,201	3,963	1,250	2,491	2,370
当期純利益（百万円）	2,936	2,555	985	1,989	440
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	29,936	28,006	28,992	30,981	31,422
総資産額（百万円）	402,943	502,564	449,063	540,894	437,356
1株当たり純資産額（円）	1,108.74	1,037.28	1,073.80	1,147.47	1,163.79
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額（円）	108.74	94.65	36.51	73.67	16.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	7.4	5.6	6.5	5.7	7.2
自己資本利益率（％）	10.3	8.8	3.5	6.6	1.4
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数（人）	1,152	1,119	1,099	1,119	1,120

（注） 1. 設立初年度となる第 1 期事業年度は、設立日である平成17年10月 1 日から平成18年 3 月31日までの 6 ヶ月間となります。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、平成19年 3 月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。

4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	首都高速道路株式会社設立
平成18年2月	首都高速道路サービス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「都道首都高速1号線等に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人首都高速道路協会から、首都高速道路サービス㈱が休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲受け
平成18年9月	首都高速道路サービス㈱が首都高保険サポート㈱（連結子会社）及び首都高パートナーズ㈱（連結子会社）を設立
平成18年12月	持分法適用関連会社であったトラスティーロード㈱を連結子会社化
平成19年4月	持分法適用関連会社であったユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱及び首都高パトロール㈱を連結子会社化 首都高メンテナンス西東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス東東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス神奈川㈱（連結子会社）、首都高電気メンテナンス㈱（連結子会社）及び首都高E T Cメンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年3月	首都高機械メンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年6月	首都高技術㈱（連結子会社）設立
平成20年7月	トラスティーロード㈱がユニ㈱及び㈱エヌティジェーを吸収合併し、首都高トールサービス西東京㈱に商号変更 ㈱とうさいが㈱トーワン及び㈱エフイージーを吸収合併し、首都高トールサービス東東京㈱に商号変更 ケイエス㈱が横浜アールエス㈱を吸収合併し、首都高トールサービス神奈川㈱に商号変更 首都高パトロール㈱が首都高カー・サポート㈱（連結子会社）を設立

3【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社15社（平成22年3月31日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社から下記の連結子会社に委託しております。

料金収受業務	首都高トールサービス西東京㈱、首都高トールサービス東東京㈱、首都高トールサービス神奈川㈱
交通管理業務	首都高パトロール㈱、首都高カー・サポート㈱
維持修繕業務	首都高技術㈱、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高ETCメンテナンス㈱、首都高機械メンテナンス㈱

- (注) 1. 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市
2. 高速道路株式会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

(2) 駐車場事業

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業等を行っております。

そのうち都市計画駐車場事業については、当社が運営及び管理を行っております。また、高架下等駐車場事業については、連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。

(3) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

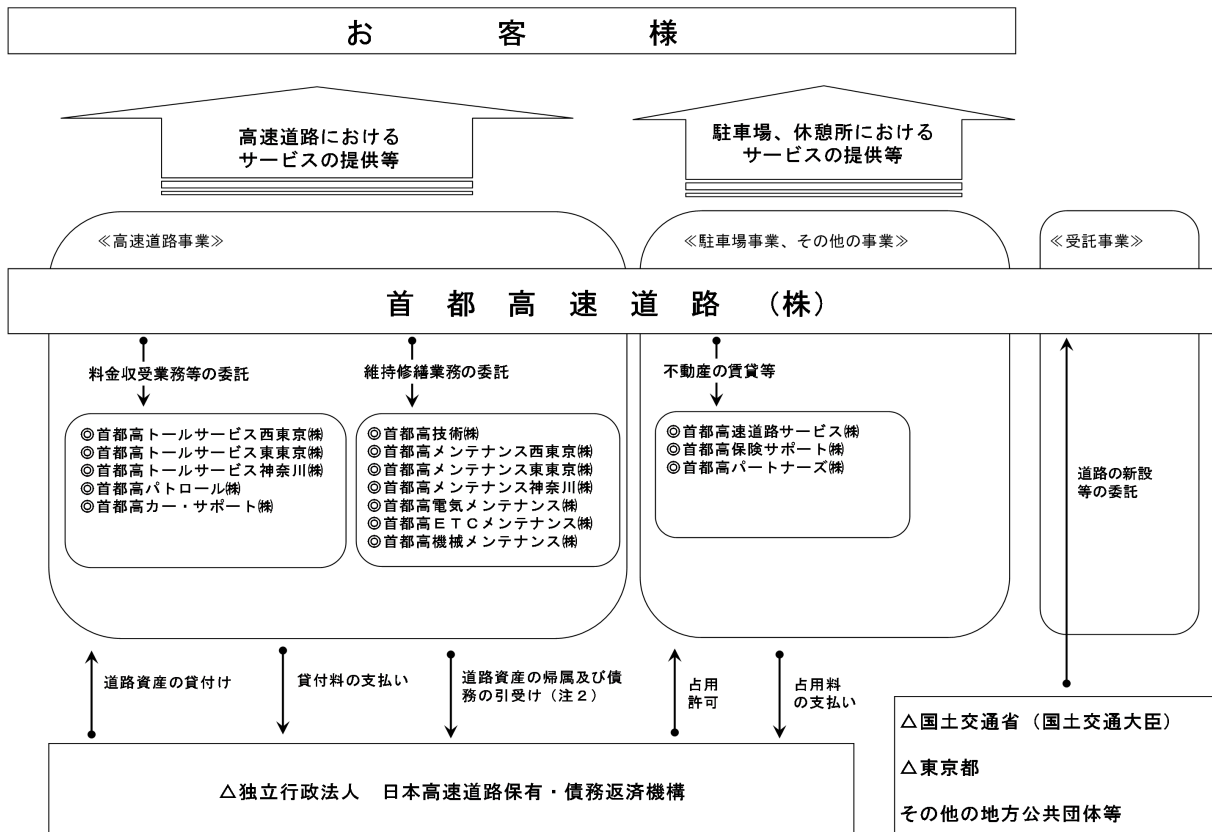
(4) その他の事業

その他の事業においては、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を行っております。

休憩所等事業については、高速道路の休憩施設等の運営及び管理等を行っており、そのうち11箇所の休憩所内商業施設は、連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。また、高架下賃貸施設事業については、当社が高速道路の高架下を利用した賃貸施設の運営及び管理を行っております。

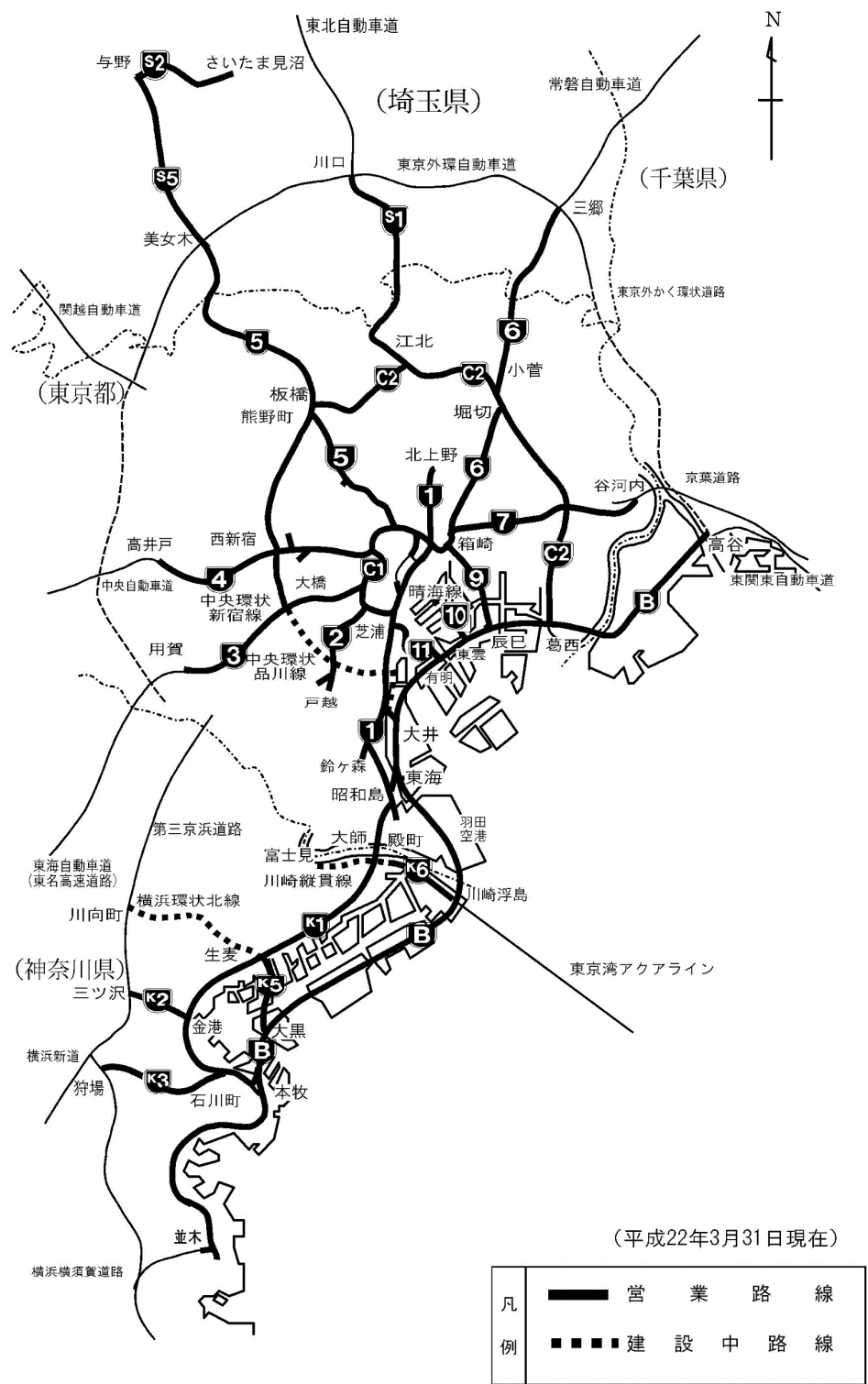
なお、当社グループでは、連結子会社である首都高保険サポート㈱及び首都高パートナーズ㈱を通じて、損害保険代理店事業等及び労働者派遣事業等も行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この注において「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下この注において「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

首都高速道路図



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成22年 3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高トールサービス西東京(株)	東京都 中野区	90	高速道路 事業	58.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高トールサービス東東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	81.9	料金収受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高トールサービス神奈川(株)	横浜市 神奈川区	90	高速道路 事業	66.5	料金収受業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高パトロール(株)	東京都 港区	50	高速道路 事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高カー・サポート(株)	東京都 港区	20	高速道路 事業	100.0 (100.0)	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高技術(株)	東京都 港区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高メンテナンス西東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高メンテナンス東東京(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
首都高メンテナンス神奈川(株)	横浜市 神奈川区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(建物) 役員の兼任等 当社従業員1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
首都高電気メンテナンス(株)	東京都 中央区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 2 名
首都高 E T C メンテナンス (株)	東京都 港区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
首都高機械メンテナンス(株)	東京都 文京区	90	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり (建物) 役員の兼任等 当社従業員 2 名
首都高速道路サービス(株)	東京都 港区	90	駐車場 事業、 その他の 事業	100.0	休憩施設等及び高架下占用駐車場の運 営及び管理を委託しています。 なお、八潮休憩所及び川口休憩所の休 憩施設に係る土地を賃貸しています。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
首都高保険サポート(株)	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
首都高パートナーズ(株)	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	人材派遣契約を締結しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年 3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,901
受託事業	[1,282]
駐車場事業	54
その他の事業	[5]
全社（共通）	148 [－]
計	3,103 [1,287]

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年 3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,120	42.7	17.0	8,773,513

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、首都公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、首都高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界金融危機と世界同時不況といった最悪期を乗り越え、輸出・生産においては持ち直しの動きが見られるようになったものの、企業収益は大幅に減少し、雇用情勢は極めて厳しい状況となるなど、低迷基調で推移しました。

このような経済状況の下、当社においては、平成22年3月28日に中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）を新たに開通させるなどの事業を展開してまいりました。この開通等により、首都高速道路ネットワークの利便性の向上、アクセス強化が図られております。

利用交通量は、普通車は前期比1.1%増、大型車は5.7%減となり、全体としては前期より0.4%増の408.7百万台（112.0万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、料金収入等の減及び道路資産完成高の増により前期比62%増の499,162百万円となり、営業利益は前期比24%増の5,036百万円、経常利益は前期比7%増の4,973百万円、法人税等を控除した当期純利益は前期比42%減の1,873百万円となりました。事業の種類別セグメントの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は299.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からE T Cの普及に努めてきたところです。具体的には、「E T C宅配サービス」によるE T C車載器の廉価販売や、曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、E T Cの利用率は、平成22年3月平均が87.5%となり、前年同月比4.5%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気低迷の影響等により大型車の交通量が減少したことに加え、経済対策等に伴う料金引き下げによる割引の拡充等に伴い割引のご利用が増加した結果、前期比2%減の241,707百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）を平成22年3月28日に開通させるとともに、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線27.5kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口の整備等、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間）の開通等により、前期比473%増の250,021百万円となりました。

以上の結果、営業収益は、前期比69%増の491,729百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は、道路資産完成原価が前期を上回ったこと等により、前期比69%増の487,620百万円となり、営業利益は前期比33%増の4,108百万円となりました。

(注) 料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前連結会計年度の料金収入等は246,907百万円であります。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金
の設定等の取組を行いました。また、新規駐車場の開設を行ってまいりました。

営業収益は前期比1%減の2,770百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前期比2%増の2,267百万円となり、営業利益は前期比
13%減の502百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

レインボーブリッジにおける臨港道路海岸青海線及び東京臨海新交通臨海線、都道首都高速11号線の耐震性
向上工事の施行等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結
果、営業収益は前期比71%減の3,599百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前期比72%減の3,485百万円となり、営業利益は前期比50%減の113百万円となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都
市型パーキングエリアの実現を目指し、芝浦PAにはコンビニエンスストアとカフェ、また、南池袋PAでは自
動販売機型コンビニエンスストアの誘致等各PAでリニューアル施策を行ってまいりました。

また、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。

営業収益は前期比30%増の1,400百万円となりました。

(営業利益)

休憩所施設の管理費用の支出等により、営業費用は前期比18%増の1,092百万円となり、営業利益は95%増の
307百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益4,700百万円に加え、非資金項目である減価償却費が6,332百万円、仕掛道路資産の減少
額が122,920百万円となったこと等から、営業活動によるキャッシュ・フローは135,728百万円の資金収入（前期は
資金支出84,414百万円）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の減少額は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属
することとなる資産の減少によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流
動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資を行ったことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは13,235
百万円の資金支出（前期は資金支出17,434百万円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入74,920百万円、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行による
収入66,930百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第
100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係社債及び道路建設関
係長期借入金の減少額250,608百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、112,326百万円の資金支出
（前期は資金収入86,953百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べ10,166百万円増加し、
44,272百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営
業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区 分	(単位：百万円)	
1. 営業収益		
料金収入	234,647	
道路資産完成高	250,021	
その他の売上高	6,777	491,446
2. 営業外収益		
受取利息	8	
有価証券利息	7	
土地物件貸付料	67	
雑収入	142	226
高速道路事業営業収益等合計		491,673

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

平成21年8月に新たな中期経営計画として「中期経営計画2011」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定しました。引き続き、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいります。また、距離別料金の導入に向けて、関係機関等と引き続き協議してまいります。

〔高速道路事業〕

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、高速神奈川6号川崎線の殿町から大師ジャンクションまでの開通を平成22年10月には予定しており、これにより既に開通している川崎浮島ジャンクションから殿町出入口の区間と合わせて高速神奈川1号横羽線（横浜方向）と高速湾岸線が接続し、川崎市街から羽田空港や東京湾アクアライン（千葉方面）へのアクセスが向上するなど、高速神奈川6号川崎線が一層便利になります。また、ネットワーク整備の要となる中央環状線については、平成21年度の3号渋谷線～4号新宿線間の開通による新宿線の全線開通に続き、品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実に効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業等を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、首都公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、「機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

- a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）
高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。
- b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）
高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。
- c 代表取締役等の選定等（第9条）
高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- d 事業計画（第10条）
毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を必要とします。
- e 社債及び借入金（第11条）
会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。
- f 重要な財産の譲渡等（第12条）
国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。
- g 定款の変更等（第13条）
高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（当社、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、第6期事業年度において、政府が当社の債務に新規の保証をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。
高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
- g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。
- h 法令違反等に関する監督（第46条）
国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- i 料金に関する監督（第47条）
国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。
- j 道路の管理に関する勧告等（第48条）
国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなると認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ当該協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、当該協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、当該協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産が機構に帰属する時期が遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構は、それぞれ、首都公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、一部連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条をご参照下さい。）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するノンストップ自動料金支払システム（ETC）及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

本有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟その他の法的手続が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、平成20年10月の「生活対策」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きに伴い、平成21年3月31日付で当該協定を一部変更しており、平成21年度から29年度までの貸付料の額及び当社が徴収する料金の額等が変更されております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術に関する研究を行っております。具体のテーマとしては、①既設構造物における損傷状況の検出・計測等に関するもの、②既設構造物に現に発生している損傷の補修・補強等に関するもの、③既設構造物の過去の点検データ等の利用・活用に関するもの、④既設構造物における施工済みの補修・補強状況の評価等に関するもの、⑤既設構造物の維持管理に伴う現場作業の効率化、安全対策技術の向上等に関するもの、⑥その他、前記①～⑤の目的を達成するために必要な課題を基本として、各年度ごとに、グループ間で協議の上、業務上の必要性、コスト縮減、及び業務効率化につながるものという視点で具体的研究内容を決定の上、実施しております。

平成21年度の当社グループにおける研究開発活動に係る費用の総額は、22百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を收受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱い機構が行うこととなります。

また、首都公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と、機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度の営業収益は、合計で前期比62%増の499,162百万円となりました。

高速道路事業については、交通量は、前期比0.5万台/日の増となりましたが、料金収入等は景気低迷により大型車の交通量が減少したことに加え、経済対策等に伴う料金引き下げによる割引の拡充等に伴い割引のご利用が増加した結果、前期比2%減の241,707百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間）の開通等により前期比473%増の250,021百万円となりました。

駐車場事業については、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により前期比1%減の2,770百万円となりました。

受託事業については、レインボーブリッジにおける臨港道路海岸青海線及び東京臨海新交通臨海線、都道首都高速11号線の耐震性向上工事の施行等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより前期比71%減の3,599百万円となりました。

その他の事業については、前期比30%増の1,400百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度の営業費用は、合計で前期比63%増の494,126百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により前期比69%増の487,620百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により前期比2%増の2,267百万円、受託事業については前期比72%減の3,485百万円、その他の事業については、休憩所施設や高架下賃貸施設の管理費用の支出等により前期比18%増の1,092百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で前期比24%増の5,036百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が4,108百万円、駐車場事業が502百万円、受託事業が113百万円、その他の事業が307百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、土地物件貸付料の受け取り79百万円等により前期比49%減の433百万円、営業外費用は、利息の支払い307百万円等により前期比64%増の496百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前期比7%増の4,973百万円となりました。

⑤ 特別損益

当連結会計年度の特別損失は、過年度分占用料追加支払額173百万円等の計上により前期比31%減の273百万円となりました。

⑥ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は、前期比42%減の1,873百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行並びに機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当連結会計年度においては、総額6,456百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額4,906百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業のうち複数のセグメントに関連する資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
北上野本線料金所他 170箇所等（注2） （東京都台東区他）	高速道路事業	料金徴収施設等	17,467	34,570	268 (1)	—	769	53,075	—
汐留駐車場他65箇所 （注3） （東京都中央区他）	駐車場事業	駐車施設	3,361	—	— (—) [287]	—	102	3,463	—
平和島（上り）休憩所他 19箇所等（注4） （東京都大田区他）	その他の事業	休憩所施設等	—	—	375 (1) [4]	—	—	375	—
高架下賃貸施設 （注4） （東京都港区他）	その他の事業	高架下賃貸施設	5	—	— (—) [6]	—	—	5	—
本社他5事業所 及び社宅等（注5） （東京都千代田区他）	全社（共通）	本社、事業所 及び社宅等	4,379	39	7,260 (38) [0]	4	680	12,364	1,120

（注）1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

2. 北上野本線料金所他170箇所等における建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、14百万円であります。

3. 汐留駐車場他65箇所の土地等を機構等から占用しており、年間占用料の合計は、490百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

4. 平和島（上り）休憩所他19箇所等における休憩施設の土地等及び高架下賃貸施設の土地を機構から占用しており、年間占用料の合計は64百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

5. 本社他5事業所及び社宅等における土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、1,025百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

6. 管理事務所等の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。
8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器等を賃借しており、年間賃借料の合計は、147百万円であります。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
首都高トール サービス西東京(株)	本社 (東京都中野区)	高速道路事業	本社機器 等	5	2	—	—	13	22	174 [801]
首都高トール サービス東東京(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	本社間仕 切り等	5	0	—	2	5	12	560 [162]
首都高トール サービス神奈川(株)	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	車両運搬 具等	2	7	—	2	8	21	235 [275]
首都高パトロール(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	車両運搬 具等	15	210	—	—	21	247	412 [1]
首都高カー・サポ ート(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	—	—	—	—	—	—	—	46 [13]
首都高技術(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社機器 等	30	34	—	35	22	122	122 [13]
首都高メンテナンス 西東京(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	22	46	—	—	36	105	76
首都高メンテナンス 東東京(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	1	115	—	—	23	141	57
首都高メンテナンス 神奈川(株)	本社 (横浜市神奈川区)	高速道路事業	車両運搬 具等	0	48	—	1	23	73	37 [2]
首都高電気メンテ ナンス(株)	本社 (東京都中央区)	高速道路事業	車両運搬 具等	7	50	—	11	47	117	118 [13]
首都高ETCメンテ ナンス(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社機器 等	0	—	—	—	7	7	32 [2]
首都高機械メンテ ナンス(株)	本社 (東京都文京区)	高速道路事業	車両運搬 具等	11	49	—	—	31	92	75
首都高速道路サー ビス(株)	大田市場駐車場他 60箇所 (東京都大田区他)	駐車場事業	駐車施設	586	—	—	—	24	611	34 [2]
	大黒休憩所他10箇 所 (横浜市鶴見区他)	その他の事業	営業用建 物	697	—	—	—	9	706	
	本社等 (東京都港区他)	全社（共通）	本社間仕 切り等	34	—	11 (0)	—	13	60	
首都高保険サポート (株)	本社 (東京都港区)	その他の事業	本社機器等	—	—	—	—	0	0	3 [1]
首都高パートナーズ (株)	本社 (東京都港区)	その他の事業	ソフトウェ ア等	—	—	—	—	0	0	2 [2]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

2. 建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、237百万円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の他、主要なリース設備として工事車両等を賃借しており、年間賃借料の合計は、60百万円であります。

5. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 富ヶ谷料金所 他181箇所等	東京都渋谷区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	53,638	37,884	自己資金 及び借入金	平成18年4月	平成27年3月
当社白魚橋駐車 場他12箇所	東京都中央区 他	駐車場事業及 びその他の事 業	駐車場設備等	1,211	—	自己資金 及び借入金	平成21年7月	平成23年7月

(注) 1. 総額は、消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、一般管理費相当額が含まれております。

2. 富ヶ谷料金所他181箇所等に係る既支払額は、平成18年4月1日以降平成22年3月31日までの建設仮勘定の増加額を記載しております。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額130,580百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額250,021百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注 1)	道路資産価額 (百万円) (注 2)
都道首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目～渋谷区本町三丁目 (新設)	平成22年 3 月	221, 406
	渋谷区本町三丁目～板橋区熊野町 (新設)	平成22年 3 月	19, 666
都道首都高速 1 号線等	修繕	平成21年 6 月	8, 948
		平成21年 9 月	
		平成21年12月	
		平成22年 3 月	
合計		—	250, 021

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成22年3月31日現在

区分		年間賃借料（百万円） （注1）
地域路線網	都道首都高速1号線	179,176
	都道首都高速2号線	
	都道首都高速2号分岐線	
	都道首都高速3号線	
	都道首都高速4号線	
	都道首都高速4号分岐線	
	都道首都高速5号線	
	都道首都高速6号線	
	都道首都高速7号線	
	都道首都高速8号線	
	都道首都高速9号線	
	都道首都高速晴海線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道首都高速目黒板橋線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
	千葉県道高速湾岸線	
	横浜市道高速1号線	
	横浜市道高速2号線	
	横浜市道高速湾岸線	
	川崎市道高速縦貫線	
合計		179,176

- （注）1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度における賃借料を記載しております。この賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、この賃借料は、協定の規定に従い、実績収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産賃借料193,928百万円から14,751百万円を減算しております。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3) (注4)	着手(注5)	完了(注6)
都道首都高速晴海線	37,941	24,888 [24,138]	平成13年12月	平成25年3月
都道首都高速目黒板橋線	462,700	423,138 [409,873]	平成3年3月	平成26年3月
都道首都高速品川目黒線	216,064	18,571 [—]	平成18年4月	平成26年3月
横浜市区高速横浜環状北線	357,636	80,645 [—]	平成13年12月	平成25年3月
川崎市道高速縦貫線	57,537	43,183 [10,489]	平成3年3月	平成25年3月
改築事業等(注7)	281,914	122,289 [35,041]	平成18年4月	平成27年3月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築等により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

4. 既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。

5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。

6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

7. 改築事業等の内訳は下記のとおりです。

都道首都高速5号線(改築)板橋熊野町JCT間改良、都道首都高速7号線(改築)小松川JCT(仮称)、都道首都高速板橋足立線(改築)王子南出入口、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、修繕に係る工事

8. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成22年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成22年6月29日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成17年10月1日	27,000,000	27,000,000	13,500	13,500	13,500	13,500

（注）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、首都公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で首都高速道路株式会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	－	－	－	－	－	－	7	－
所有株式数 （単元）	269, 997	－	－	－	－	－	－	269, 997	300
所有株式数の 割合（％）	100. 0	－	－	－	－	－	－	100. 0	－

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

②【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、経営基盤を強化することを最優先課題の一つとし、当面の間は、可能な限り社外流出を抑えけるとともに、内部留保の充実に努めてまいります。内部留保金につきましては、将来の想定外の収入の減少や管理費の増大等に備えます。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

４【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長 兼社長	—	橋本 圭一郎	昭和26年10月20日生	昭和49年4月 ㈱三菱銀行（現 ㈱三菱東京UFJ銀行） 入行 平成13年6月 ㈱東京三菱銀行国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業㈱代表取締役執行副社長 最高財務責任者 平成17年6月 セガサミーホールディングス㈱専務取締役 平成18年2月 フィッチ・レーティングス ジャパン CEO 平成20年4月 ㈱アサツー ディ・ケイ 顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長（現在）	（注2）	—
常務取締役	—	日月 俊昭	昭和19年10月21日生	昭和43年4月 建設省（現 国土交通省）入省 平成9年7月 同 北陸地方建設局長 平成11年4月 （財）道路空間高度化機構常務理事 平成15年1月 首都高速道路公団理事（工務・保全施設担 当） 平成17年10月 当社常務取締役（現在）	（注2）	—
常務取締役	—	瀬野 俊樹	昭和24年12月23日生	昭和47年4月 建設省（現 国土交通省）入省 平成11年7月 国土庁長官官房審議官（大都市圏整備局担 当） 平成12年7月 （財）民間都市開発推進機構常務理事 平成16年6月 東日本建設業保証㈱常務取締役 平成20年6月 当社常務取締役（現在）	（注2）	—
常務取締役	—	恵谷 舜吾	昭和22年9月11日生	昭和47年4月 首都高速道路公団採用 平成11年1月 同 第二建設部長 平成11年5月 同 東京建設局建設第一部長 平成12年1月 同 工務部長 平成15年8月 同 東京建設局長 平成17年10月 当社東京建設局長 平成19年6月 同 常務執行役員 平成20年6月 同 常務取締役（現在）	（注2）	—
常務取締役	—	道家 孝行	昭和24年7月22日生	昭和49年4月 東京都採用 平成14年7月 同 交通局技術管理担当部長 平成15年6月 同 都市計画局都市基盤部外かく環状道路 担当部長 平成16年4月 同 都市整備局外かく環状道路担当部長 平成17年7月 同 建設局道路建設部長 平成18年4月 同 建設局道路監 平成19年6月 同 建設局長 平成21年7月 同 技監 平成22年6月 当社常務取締役（現在）	（注2）	—
取締役	—	関 敏樹	昭和26年7月27日生	昭和51年11月 東京都採用 平成16年8月 同 新銀行設立本部企画担当部長 平成17年7月 同 総務局行政改革推進室長 平成18年7月 同 出納長室副出納長 平成19年4月 同 会計管理局管理部長 平成19年6月 同 福祉保健局次長 平成20年7月 同 労働委員会事務局長 平成22年6月 当社取締役（現在）	（注2）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	大沼 広	昭和24年10月16日生	昭和48年4月 首都高速道路公団採用 平成16年5月 同 業務部長 平成17年10月 当社営業部長 平成19年7月 同 距離別料金本部事務局長 平成21年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 監査役 (常勤) (現在)	(注3)	—
監査役 (非常勤)	—	田村 滋美	昭和13年7月20日生	昭和36年4月 東京電力㈱入社 平成元年6月 同 建設部部长 (土木担当) 平成3年6月 同 建設部長 平成7年6月 同 取締役建設部担任 平成9年6月 同 常務取締役送変電建設本部長 平成11年6月 同 取締役副社長送変電建設本部長 平成12年6月 同 取締役副社長 平成14年10月 同 取締役会長 平成17年10月 当社監査役 (非常勤) (現在) 平成20年6月 東京電力㈱ 顧問 (現在)	(注3)	—
監査役 (非常勤)	—	宇治 嘉造	昭和17年1月25日生	昭和40年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 昭和62年2月 トヨタ自動車㈱経理部次長 昭和63年2月 同 財務部次長 平成元年2月 同 関連事業部主査 (次長級) 平成3年2月 同 関連事業部主査 (部長級) 平成8年6月 同 関連事業部長 平成10年1月 ブラジルトヨタ㈱代表取締役社長 平成13年3月 ㈱トヨタアカウンティングサービス代表取 締役社長 平成17年10月 当社監査役 (非常勤) (現在) 平成19年6月 ㈱トヨタアカウンティングサービス顧問	(注3)	—
計						—

- (注) 1. 田村滋美及び宇治嘉造は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時 (平成22年6月29日) から平成24年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時 (平成22年6月29日) から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、現在7名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

(b) 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役及び部等の長で構成され、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、会社の業務執行に関する基本的事項について調査・審議等するものであり、毎週1回開催を原則としています。

(c) 執行役員制度

当社は、業務の効率化、意思決定の迅速化等を図ることを目的に、執行役員制度を導入しており、常務執行役員1名が会社の業務執行に従事しております。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議するため、会長、社長、総務・人事担当役員及び監査担当役員をもって構成する、コンプライアンス委員会を設けております。なお、コンプライアンスに関する重要事項についての助言・指導を受けるため、当該委員会には、監査役、従業員の代表及び社外有識者からなる特別委員を置き、コンプライアンスに関する基本方針その他重要事項を決定するときは、特別委員の意見を聴取することとしております。

(e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

ロ. 会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口の情報提供を行う手段としてアラームネット（内部通報制度）を設置・運営し、通報した者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図っております。

また、文書取扱準則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

ハ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、7名のスタッフを置いて内部監査基準に基づき当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助しております。監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。

監査役監査は内部監査部門に対して監査結果の報告を求めたり、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求めています。また、監査役会は会計監査人に対して、その職務を行うため必要があるときは随時、その監査に関する報告を受け、会計監査人から受領した監査報告書及び監査に関する資料について、会計監査の方法又は結果の相当性について調査をします。

このように監査役監査は内部監査部門及び会計監査人と連携を保って効率的に行われております。

二. 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 佐原 和正	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 暢一	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 児玉 卓也	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名及び会計士補等20名を主たる構成員とし、その他の補助者1名も加えて構成されております。

ホ. 社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③ リスク管理体制の整備状況

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じております。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、リスク管理規則により定めております。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施しております。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する入札監視委員会の審査を受け、その適正化を推進しております。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとしております。

取締役会及び経営会議については、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底しております。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告するものとしております。

④ 連結会社の企業統治に関する事項

当社及び当社グループに属する会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当しております。取締役会が定めた子会社管理規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

なお、当社及び当社グループに属する会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

当社の監査役は、必要に応じて当社グループに属する会社の業務状況等を監査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

⑤ 取締役及び監査役に対する役員報酬

	年間報酬総額（千円）
取締役（８名）	132,520
監査役（３名）	26,640

（注）上記には、平成21年６月26日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対する報酬を含んでおります。なお、平成22年３月31日現在の支給人数は取締役７名、監査役３名です。

⑥ 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年５月18日開催の取締役会において以下の項目について当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議しております（最終改正：平成21年５月21日）。

- a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- f 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- g 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- h 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- i その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑦ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されていません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	75,480	—	70,980	—
連結子会社	—	—	—	—
計	75,480	—	70,980	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等へ反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構や新日本有限責任監査法人が実施するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,187	14,455
高速道路事業営業未収入金	40,384	39,606
未収入金	4,811	2,529
短期貸付金	※5 22,988	14,987
有価証券	—	15,000
たな卸資産		
仕掛道路資産	352,784	233,343
貯蔵品	303	342
その他のたな卸資産	50	54
受託業務前払金	34,981	45,596
前払金	2,338	1,692
繰延税金資産	1,251	1,228
その他	2,274	2,230
貸倒引当金	△204	△204
流動資産合計	473,152	370,863
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,291	12,615
減価償却累計額	△2,668	△3,242
建物（純額）	9,623	9,372
構築物	※4 19,561	※4 21,157
減価償却累計額	△2,916	△3,903
構築物（純額）	16,645	17,253
機械及び装置	41,028	42,951
減価償却累計額	△5,914	△9,040
機械及び装置（純額）	35,114	33,910
車両運搬具	1,630	1,825
減価償却累計額	△673	△858
車両運搬具（純額）	956	967
工具、器具及び備品	738	1,138
減価償却累計額	△306	△443
工具、器具及び備品（純額）	432	695
土地	8,027	7,915
リース資産	93	100
減価償却累計額	△15	△41
リース資産（純額）	77	58
建設仮勘定	1,827	1,945
有形固定資産合計	72,703	72,118
無形固定資産	1,639	1,241

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	30	30
敷金	955	965
繰延税金資産	311	497
その他	94	82
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	1,387	1,571
固定資産合計	75,731	74,932
資産合計	※1 548,883	※1 445,795
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	38,671	30,228
短期借入金	950	600
1年以内返済予定長期借入金	10,984	23,972
リース債務	26	26
未払金	6,038	11,949
未払法人税等	2,173	2,801
預り金	764	332
受託業務前受金	39,308	47,577
前受金	1,376	1,033
賞与引当金	1,344	1,314
回数券払戻引当金	30	101
その他	2,365	2,795
流動負債合計	104,036	122,734
固定負債		
道路建設関係社債	※1 115,714	※1, ※3 142,857
道路建設関係長期借入金	※3 243,756	※3 94,740
その他の長期借入金	19,794	16,936
リース債務	55	36
退職給付引当金	31,049	32,164
役員退職慰労引当金	116	132
負ののれん	6	—
その他	410	366
固定負債合計	410,902	287,233
負債合計	514,938	409,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	6,448	8,322
株主資本合計	33,448	35,322
少数株主持分	496	504
純資産合計	33,944	35,827
負債・純資産合計	548,883	445,795

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	306,973	499,162
営業費用		
道路資産賃借料	183,405	179,176
高速道路等事業管理費及び売上原価	110,970	※1 306,807
販売費及び一般管理費	※2 8,544	※1, ※2 8,142
営業費用合計	302,920	494,126
営業利益	4,052	5,036
営業外収益		
受取利息	40	17
土地物件貸付料	82	79
損害賠償金	—	78
負ののれん償却額	463	6
保険返戻金	121	—
収用補償金	—	48
その他	149	202
営業外収益合計	856	433
営業外費用		
支払利息	201	307
回数券払戻引当金繰入額	59	109
その他	39	79
営業外費用合計	300	496
経常利益	4,608	4,973
特別損失		
退職給付費用	297	—
臨時損失	※3 100	※3 273
特別損失合計	397	273
税金等調整前当期純利益	4,210	4,700
法人税、住民税及び事業税	2,279	2,980
法人税等調整額	△1,388	△162
法人税等合計	890	2,817
少数株主利益	67	8
当期純利益	3,252	1,873

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
前期末残高	3,196	6,448
当期変動額		
当期純利益	3,252	1,873
当期変動額合計	3,252	1,873
当期末残高	6,448	8,322
株主資本合計		
前期末残高	30,196	33,448
当期変動額		
当期純利益	3,252	1,873
当期変動額合計	3,252	1,873
当期末残高	33,448	35,322
少数株主持分		
前期末残高	429	496
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67	8
当期変動額合計	67	8
当期末残高	496	504
純資産合計		
前期末残高	30,625	33,944
当期変動額		
当期純利益	3,252	1,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67	8
当期変動額合計	3,319	1,882
当期末残高	33,944	35,827

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,210	4,700
減価償却費	5,374	6,332
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	892	1,114
賞与引当金の増減額 (△は減少)	104	△30
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	49	△0
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	6	70
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△36	16
受取利息	△40	△17
支払利息	201	307
固定資産除却損	7,871	994
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,515	5
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△3,030	3,026
仕掛道路資産の増減額 (△は増加)	※2 △65,034	※2 122,920
貯蔵品の増減額 (△は増加)	13	△39
受託業務前払金の増減額 (△は増加)	△6,355	△10,620
前払金の増減額 (△は増加)	△980	645
仕入債務の増減額 (△は減少)	△396	2,035
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△888	2,469
受託業務前受金の増減額 (△は減少)	△1,993	8,268
前受金の増減額 (△は減少)	△757	△343
負ののれん償却額	△463	△6
その他	△859	154
小計	△80,625	142,006
利息の受取額	41	17
利息の支払額	△3,384	△3,534
法人税等の支払額	△445	△2,761
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2 △84,414	※2 135,728
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,916	△13,018
有形固定資産の売却による収入	2	123
投資有価証券の取得による支出	△30	—
その他	△490	△340
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,434	△13,235

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	80,416	74,920
道路建設関係社債発行による収入	38,283	66,930
長期借入れによる収入	14,000	90
長期借入金の返済による支出	△1,817	△3,282
道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）	※2 △44,567	※2 △210,614
道路建設関係社債の増減額（△は減少）	—	※2 △39,994
その他	638	△376
財務活動によるキャッシュ・フロー	86,953	△112,326
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△14,894	10,166
現金及び現金同等物の期首残高	49,001	34,106
現金及び現金同等物の期末残高	※1 34,106	※1 44,272

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株) このうち、首都高カー・サポート(株)及び首都高技術(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社を含めることとしております。 また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティーロード(株)、ユニ(株)及び(株)エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京(株)（存続会社であるトラスティーロード(株)の商号を変更）として、(株)とうさい、(株)トーワン及び(株)エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京(株)（存続会社である(株)とうさいの商号を変更）として、ケイエス(株)及び横浜アールエス(株)については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川(株)（存続会社であるケイエス(株)の商号を変更）として、それぞれ連結子会社を含めることとしております。	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高E T Cメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社数 0 社	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。	同左

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) によっております。 (会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 (時価のないもの) 同左 ②たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 同左 (b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) によっております。

	前連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)												
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>2年～51年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>2年～45年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>2年～17年</td></tr></table> なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (追加情報) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年 4 月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年 4 月30日財務省令第32号））に伴い、当連結会計年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>2年～51年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>2年～45年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>2年～17年</td></tr></table> なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 ③ リース資産 同左	建物	2年～51年	構築物	2年～45年	機械及び装置	2年～17年
建物	2年～51年													
構築物	2年～45年													
機械及び装置	2年～17年													
建物	2年～51年													
構築物	2年～45年													
機械及び装置	2年～17年													

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) 繰延資産の処理方法 ① 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。 (4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 ② 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。 ③ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。	(3) 繰延資産の処理方法 ① 道路建設関係社債発行費 同左 (4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ 回数券払戻引当金 同左 ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、本会計基準の適用による、当連結会計年度の損益及び退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響はありません。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(追加情報) 当社の連結子会社である首都高パトロール(株)については、当連結会計年度より退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更しております。 この変更に伴い、簡便法と原則法による退職給付債務の差額297百万円を特別損失に計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	⑤ 役員退職慰労引当金 同左 (5) 収益及び費用の計上基準 ① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 ② 工事に係る受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 _____ ② 消費税等の会計処理 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	2年間で償却を行っております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「損害賠償金」は、当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前連結会計年度における営業外収益の「その他」に含まれる「損害賠償金」は1百万円であります。 前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「保険返戻金」(当連結会計年度11百万円)は、当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10以下であるため、営業外収益の「その他」に含めております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しています。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円 ※5 担保受入金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。 内容 債券 時価 22,988百万円	※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。 2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。 ※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円

前連結会計年度 (平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日)																												
6 当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>6,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td><td>700百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>950百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>21,750百万円</td></tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	950百万円	差引額	21,750百万円	6 当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 <table> <tr> <td>㈱みずほコーポレート銀行</td><td>8,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>6,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱三井住友銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱横浜銀行</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr> <td>㈱みずほ銀行</td><td>700百万円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>600百万円</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>22,100百万円</td></tr> </table>	㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円	㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,000百万円	㈱三井住友銀行	4,000百万円	㈱横浜銀行	4,000百万円	㈱みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	600百万円	差引額	22,100百万円
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,000百万円																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																												
㈱みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	950百万円																												
差引額	21,750百万円																												
㈱みずほコーポレート銀行	8,000百万円																												
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,000百万円																												
㈱三井住友銀行	4,000百万円																												
㈱横浜銀行	4,000百万円																												
㈱みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	600百万円																												
差引額	22,100百万円																												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)																								
※2 販売費及び一般管理費の主なもの <table> <tr> <td>給料手当</td><td>2,071百万円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>1,580百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>905百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>499百万円</td></tr> </table> ※3 臨時損失 <table> <tr> <td>社会貢献による医療費助成制度への拠出金</td><td>100百万円</td></tr> </table>	給料手当	2,071百万円	業務委託費	1,580百万円	退職給付費用	905百万円	賞与引当金繰入額	499百万円	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円	※1 研究開発費の総額は22百万円であります。 ※2 販売費及び一般管理費の主なもの <table> <tr> <td>給料手当</td><td>2,009百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>1,307百万円</td></tr> <tr> <td>業務委託費</td><td>1,220百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>853百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>446百万円</td></tr> </table> ※3 臨時損失 <table> <tr> <td>社会貢献による医療費助成制度への拠出金</td><td>100百万円</td></tr> <tr> <td>占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額</td><td>173百万円</td></tr> </table>	給料手当	2,009百万円	退職給付費用	1,307百万円	業務委託費	1,220百万円	賃借料	853百万円	賞与引当金繰入額	446百万円	社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円	占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173百万円
給料手当	2,071百万円																								
業務委託費	1,580百万円																								
退職給付費用	905百万円																								
賞与引当金繰入額	499百万円																								
社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円																								
給料手当	2,009百万円																								
退職給付費用	1,307百万円																								
業務委託費	1,220百万円																								
賃借料	853百万円																								
賞与引当金繰入額	446百万円																								
社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100百万円																								
占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173百万円																								

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>11,187百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>△70百万円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td><td>22,988百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>34,106百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	11,187百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△70百万円	短期貸付金勘定	22,988百万円	現金及び現金同等物	34,106百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>14,455百万円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>△170百万円</td></tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td><td>14,987百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券勘定</td><td>15,000百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>44,272百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	14,455百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△170百万円	短期貸付金勘定	14,987百万円	有価証券勘定	15,000百万円	現金及び現金同等物	44,272百万円
現金及び預金勘定	11,187百万円																		
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△70百万円																		
短期貸付金勘定	22,988百万円																		
現金及び現金同等物	34,106百万円																		
現金及び預金勘定	14,455百万円																		
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△170百万円																		
短期貸付金勘定	14,987百万円																		
有価証券勘定	15,000百万円																		
現金及び現金同等物	44,272百万円																		
※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△44,567百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産43,588百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」△65,034百万円に含まれております。	※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△210,614百万円及び「道路建設関係社債の増減額(△は減少)」△39,994百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産250,021百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」122,920百万円に含まれております。																		
3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は93百万円、負債の額は98百万円であります。	3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は7百万円、負債の額は8百万円であります。																		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(借主側)	(借主側)
1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 標識車、高所作業車(車両運搬具)及び事務用 機器(工具、器具及び備品)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事 項「4 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価 償却資産の減価償却の方法」に記載しておりま す。	1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左
2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のも のに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 1 年内 193,928百万円 1 年超 10,890,635百万円 合計 11,084,563百万円 道路資産以外の未経過リース料 1 年内 57百万円 1 年超 178百万円 合計 235百万円	2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のも のに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 1 年内 197,211百万円 1 年超 10,693,423百万円 合計 10,890,635百万円 道路資産以外の未経過リース料 1 年内 55百万円 1 年超 125百万円 合計 181百万円
(注) 1 道路資産の未経過リース料の金額は変動する 場合があります。当社及び独立行政法人日本 高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の 貸付料を含む協定について、おおむね5年ご とに検討を加え、必要がある場合には、相互 にその変更を申し出ることができるとされて おります。ただし、道路資産の貸付料を含む 協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務 返済機構法第17条に規定する基準に適合しな くなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実 施に重大な支障が生ずるおそれがある場合に は、上記の年限に関わらず、相互にその変更 を申し出ることができるとされております。	(注) 1 同左
2 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画 料金収入に計画料金収入の変動率に相当する 金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場 合、当該超過額(実績料金収入－加算基準 額)が加算されることとなっております。ま た、実績料金収入が、計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相当する金額を減じた金 額(減算基準額)に足りない場合、当該不足 額(減算基準額－実績料金収入)が減算され ることとなっております。	2 同左

前連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)																																																																				
3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映させておりません。 リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>17</td><td>9</td><td>8</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>92</td><td>38</td><td>54</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>443</td><td>260</td><td>182</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>135</td><td>68</td><td>67</td></tr><tr><td>合計</td><td>689</td><td>377</td><td>312</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>158百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>154百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>312百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>159百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>159百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	9	8	車両運搬具	92	38	54	工具、器具及び備品	443	260	182	無形固定資産	135	68	67	合計	689	377	312	1 年内	158百万円	1 年超	154百万円	合計	312百万円	支払リース料	159百万円	減価償却費相当額	159百万円	3 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度及び平成21年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。 リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (百万円)</th><th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th><th>期末残高相当額 (百万円)</th></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>17</td><td>12</td><td>4</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>82</td><td>46</td><td>35</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td><td>424</td><td>349</td><td>75</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>129</td><td>92</td><td>37</td></tr><tr><td>合計</td><td>653</td><td>500</td><td>153</td></tr></table> (注) 同左 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>69百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>83百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>153百万円</td></tr></table> (注) 同左 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>151百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>151百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械及び装置	17	12	4	車両運搬具	82	46	35	工具、器具及び備品	424	349	75	無形固定資産	129	92	37	合計	653	500	153	1 年内	69百万円	1 年超	83百万円	合計	153百万円	支払リース料	151百万円	減価償却費相当額	151百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械及び装置	17	9	8																																																																		
車両運搬具	92	38	54																																																																		
工具、器具及び備品	443	260	182																																																																		
無形固定資産	135	68	67																																																																		
合計	689	377	312																																																																		
1 年内	158百万円																																																																				
1 年超	154百万円																																																																				
合計	312百万円																																																																				
支払リース料	159百万円																																																																				
減価償却費相当額	159百万円																																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																		
機械及び装置	17	12	4																																																																		
車両運搬具	82	46	35																																																																		
工具、器具及び備品	424	349	75																																																																		
無形固定資産	129	92	37																																																																		
合計	653	500	153																																																																		
1 年内	69百万円																																																																				
1 年超	83百万円																																																																				
合計	153百万円																																																																				
支払リース料	151百万円																																																																				
減価償却費相当額	151百万円																																																																				

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」といいます。)と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金はE T C料金にかかるカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

短期貸付金は債券現先取引にかかる残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。

有価証券は、取締役会決議に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債に対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,455	14,455	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	39,606 △125		
	39,480	39,480	—
(3) 短期貸付金	14,987	14,987	—
(4) 有価証券	15,000	15,000	—
資産計	83,923	83,923	—
(1) 高速道路事業営業未払金	30,228	30,228	—
(2) 道路建設関係社債	142,857	146,248	3,391
(3) 道路建設関係長期借入金	115,772	115,763	△8
(4) その他の長期借入金	19,877	19,913	36
負債計	308,735	312,154	3,418

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	14,455
高速道路事業営業未収入金	39,606
短期貸付金	14,987
有価証券	15,000
合計	84,049

(注) 4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「道路建設関係社債明細表」、「道路建設関係長期借入金明細表」及び「その他の借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成21年3月31日）

時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

30百万円

当連結会計年度（平成22年3月31日）

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他			
	① 譲渡性預金	15,000	15,000	—
	小計	15,000	15,000	—
合計		15,000	15,000	—

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社においては、確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、うち首都高パトロール㈱は、確定給付型の企業年金制度を併せて採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年3月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	△46,182	△46,542
ロ 年金資産	10,761	12,327
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△35,421	△34,214
ニ 未認識数理計算上の差異	4,371	2,050
ホ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△31,049	△32,164
ヘ 前払年金費用	—	—
ト 退職給付引当金 (ホ+ヘ)	△31,049	△32,164

(注) 連結子会社のうち首都高パトロール㈱は、前連結会計年度において、従業員の増加に伴い退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。その他の連結子会社は、退職給付債務の算出にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (百万円)
イ 勤務費用 (注1) (注2)	1,483	1,501
ロ 利息費用	882	903
ハ 期待運用収益	△539	△103
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	31	402
ホ 原則法への変更に伴う費用処理額	297	—
ヘ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	2,156	2,703

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上しております。

3. 首都高パトロール㈱の原則法への変更に伴う費用処理額は、前連結会計年度において、特別損失(退職給付費用)に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
イ 割引率	2.0%	同左
ロ 期待運用収益率	4.00%	1.00%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生時における従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法により按分した額 をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理することとして おります。)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳		1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	60百万円	貸倒引当金	56百万円
賞与引当金	553百万円	賞与引当金	541百万円
回数券払戻引当金	12百万円	回数券払戻引当金	41百万円
退職給付引当金	12,652百万円	退職給付引当金	13,087百万円
役員退職慰労引当金	48百万円	役員退職慰労引当金	77百万円
未払事業税	258百万円	未払事業税	297百万円
税務上の繰越欠損金	176百万円	前受金	420百万円
連結会社間内部利益消去	312百万円	税務上の繰越欠損金	205百万円
その他	23百万円	連結会社間内部利益消去	448百万円
繰延税金資産小計	14,097百万円	その他	34百万円
評価性引当額	△12,535百万円	繰延税金資産小計	15,211百万円
繰延税金資産の純額	1,562百万円	評価性引当額	△13,447百万円
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金資産合計	1,763百万円
		繰延税金負債	
流動資産－繰延税金資産	1,251百万円	たな卸資産等連結修正	△38百万円
固定資産－繰延税金資産	311百万円	繰延税金負債合計	△38百万円
		繰延税金資産の純額	1,725百万円
		繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
		流動資産－繰延税金資産	1,228百万円
		固定資産－繰延税金資産	497百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
住民税均等割等	0.7%	住民税均等割	0.6%
情報基盤強化税制特別控除	△4.8%	情報基盤強化税制等税額控除	△0.9%
税務上の繰越欠損金の利用	△1.5%	評価性引当額の増減	19.4%
負ののれん償却額	△4.5%	連結子会社の税率差異	0.8%
評価性引当額の増減	△6.9%	その他	△0.7%
その他	△2.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.2%		

(企業結合関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
1 共通支配下の取引等 (1) 企業結合の概要 ① 結合当事企業の名称及び結合後企業の名称 <table border="1" data-bbox="201 334 743 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 334 564 410">結合当時企業の名称</th><th data-bbox="564 334 743 410">結合後企業の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 410 384 487">存続会社</td><td data-bbox="384 410 564 487">トラスティ ロード (株)</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 487 384 535">消滅会社</td><td data-bbox="384 487 564 535">ユニ(株)</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 535 384 611">消滅会社</td><td data-bbox="384 535 564 611">(株)エヌティ ジェー</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 611 384 659">存続会社</td><td data-bbox="384 611 564 659">(株)とうさい</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 659 384 707">消滅会社</td><td data-bbox="384 659 564 707">(株)トール ワン</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 707 384 784">消滅会社</td><td data-bbox="384 707 564 784">(株)エフイー ジー</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 784 384 832">存続会社</td><td data-bbox="384 784 564 832">ケイエス(株)</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 832 384 919">消滅会社</td><td data-bbox="384 832 564 919">横浜アール エス(株)</td></tr> </tbody> </table> ② 企業結合の対象となった事業の内容 高速道路の料金収受業務 ③ 企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併 ④ 企業結合日 平成20年7月1日 ⑤ 取引の概要 高速道路の料金収受業務を効率的に実施することを目的として、合併を行っております。 (2) 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	結合当時企業の名称	結合後企業の名称	存続会社	トラスティ ロード (株)	消滅会社	ユニ(株)	消滅会社	(株)エヌティ ジェー	存続会社	(株)とうさい	消滅会社	(株)トール ワン	消滅会社	(株)エフイー ジー	存続会社	ケイエス(株)	消滅会社	横浜アール エス(株)	
結合当時企業の名称	結合後企業の名称																		
存続会社	トラスティ ロード (株)																		
消滅会社	ユニ(株)																		
消滅会社	(株)エヌティ ジェー																		
存続会社	(株)とうさい																		
消滅会社	(株)トール ワン																		
消滅会社	(株)エフイー ジー																		
存続会社	ケイエス(株)																		
消滅会社	横浜アール エス(株)																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	290,494	2,795	12,843	839	306,973	—	306,973
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	7	—	237	246	(246)	—
計	290,496	2,802	12,843	1,077	307,219	(246)	306,973
営業費用	287,411	2,218	12,614	919	303,164	(243)	302,920
営業利益	3,084	584	229	157	4,055	(3)	4,052
II 資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	451,369	4,043	34,981	1,138	491,533	57,349	548,883
減価償却費	3,996	479	—	55	4,532	842	5,374
資本的支出	21,762	105	—	80	21,948	902	22,851

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は57,349百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（短期貸付金）及び各事業共用の固定資産等であります。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	高速道路 事業 (百万円)	駐車場事 業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	491,726	2,762	3,599	1,073	499,162	—	499,162
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2	7	—	326	336	(336)	—
計	491,729	2,770	3,599	1,400	499,499	(336)	499,162
営業費用	487,620	2,267	3,485	1,092	494,466	(339)	494,126
営業利益	4,108	502	113	307	5,032	3	5,036
II 資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	329,502	4,106	45,596	1,095	380,301	65,494	445,795
減価償却費	4,870	435	—	56	5,361	971	6,332
資本的支出	4,906	518	—	97	5,521	934	6,456

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

3. 当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は65,494百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（短期貸付金及び有価証券）及び各事業共用の固定資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	—	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0%	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	2,078	—	—
							資金の借入 (注2)	—	道路建設 関係長期 借入金	36,779
							受託業務前受 金の受入	1,660	受託業務 前受金	11,232
									未収入金	672
							社会実験減収 補填金の受入	5,739	高速道路 事業営業 未収入金	5,739
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	工事等の受託 資金の借入	受託業務収入	5,090	—	—
							資金の借入 (注2)	—	道路建設 関係長期 借入金	36,779
							受託業務前受 金の受入	7,089	受託業務 前受金	23,875
									未収入金	470
							医療費助成拠 出金の支払 (注3)	100	—	—

(注) 1. 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

3. 社会貢献による医療費助成拠出金です。

② 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1) (注2)	183,405	高速道路事業営業未払金	17,277
									高速道路事業営業未収入金	14,737
						道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	43,588	高速道路事業営業未収入金	1,514
							債務引受けに伴う借入金債務の減少額 (注3)	44,567	高速道路事業営業未払金	66
						借入金等の連帯債務	債務保証 (注3) (注4)	1,035,452	—	—
							当社借入に対する被債務保証 (注5)	3,907	—	—
						資金の借入	資金の借入 (注6)	28,416	道路建設関係長期借入金	66,163

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を平成21年3月31日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これによる損益に与える影響はありません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
6. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
7. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都千 代田区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0%	工事等の受託	受託業務収入	985	—	—
							受託業務前受 金の受入	2,364	受託業務 前受金	12,561
							社会実験減収 補填金の受入	6,759	未収入金	1,038
							社会実験減収 補填金の受入	6,759	高速道路 事業営業 未収入金	6,759
主要株主	東京都	東京都新 宿区	—	東京都行 政	(被所有) 直接 26.7%	工事等の受託	受託業務収入	2,008	—	—
							受託業務前受 金の受入	8,475	受託業務 前受金	30,241
							医療費助成拠 出金の支払 (注2)	100	未収入金	1,015
							医療費助成拠 出金の支払 (注2)	100	—	—

(注) 1. 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

② 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,855,290	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	179,176	高速道路事業営業未払金	16,966
									高速道路事業営業未収入金	1,946
						道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	250,021	高速道路事業営業未収入金	11,220
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額 (注2)	250,608	高速道路事業営業未払金	151
						借入金等の連帯債務	債務保証 (注2) (注3)	1,187,991	—	—
							当社借入に対する被債務保証 (注4)	2,223	—	—
						資金の借入	資金の借入 (注5)	32,920	道路建設関係長期借入金	73,772
						過年度占用料の支払	過年度占用料の支払 (注6)	173	—	—

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
6. 占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額であります。
7. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,238.83円	1株当たり純資産額	1,308.24円
1株当たり当期純利益金額	120.46円	1株当たり当期純利益金額	69.40円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益(百万円)	3,252	1,873
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,252	1,873
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,944	35,827
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	496	504
(うち少数株主持分)	(496)	(504)
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	33,448	35,322
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 多額な資金の借入 当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議 (借入金(長期) 686億円以内)に基づき、平成21年4 月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。 区分 金融機関からの借入 借入先の名 株式会社みずほコーポレート銀行他12 称 金融機関 借入金額 金160億円 返済方法 満期一括 借入実行日 平成21年5月15日 返済期限 平成26年5月15日 担保 無担保 資金の使途 高速道路株式会社法(平成16年法律第 99号)第5条第1項第1号及び第2号 の事業の資金に充当 その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務 返済機構による重畳的債務引受	――

⑤【連結附属明細表】

【道路建設関係社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
首都高速道路㈱	政府保証第1回首都高速道路株式会社債券	平成18年 3月28日	9,948	9,955	1.60	有	平成28年 3月28日
	政府保証第2回首都高速道路株式会社債券	平成18年 9月26日	9,981	9,983	1.80	有	平成28年 9月26日
	政府保証第3回首都高速道路株式会社債券	平成19年 3月27日	17,131	17,140	1.70	有	平成29年 3月27日
	政府保証第4回首都高速道路株式会社債券	平成19年 9月25日	9,936	9,944	1.70	有	平成29年 9月25日
	政府保証第5回首都高速道路株式会社債券	平成20年 3月26日	10,325	10,334	1.40	有	平成30年 3月26日
	政府保証第6回首都高速道路株式会社債券	平成20年 5月28日	9,963	9,967	1.70	有	平成30年 5月28日
	政府保証第7回首都高速道路株式会社債券	平成21年 2月25日	8,433	8,439	1.30	有	平成31年 2月25日
	政府保証第8回首都高速道路株式会社債券	平成22年 1月20日	—	12,110	1.30	有	平成32年 1月20日
	首都高速道路株式会社第1回社債	平成19年 3月26日	9,998	—	1.29	有	平成24年 3月19日
	首都高速道路株式会社第2回社債	平成20年 2月27日	9,998	—	1.17	有	平成24年 12月20日
	首都高速道路株式会社第3回社債	平成20年 10月14日	19,996	—	1.23	有	平成25年 9月20日
	首都高速道路株式会社第4回社債	平成21年 10月14日	—	14,995	0.69	有	平成26年 9月19日
	首都高速道路株式会社第5回社債	平成22年 3月1日	—	39,984	0.67	有	平成26年 12月19日
合計	—	—	115,714	142,857	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円減少しております。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	55,000

【道路建設関係長期借入金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金 (注2)	7,710	21,032	—	—
道路建設関係長期借入金(注3)(注5) (1年以内に返済予定のものを除く。)	243,756	94,740	0.47	平成25年3月～ 平成27年3月
合計	251,466	115,772	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

3. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、52,740百万円は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。

5. 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期 借入金	—	40,100	9,380	45,260

【その他の借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	950	600	1.39	—
1年以内に返済予定のその他の長期借入金	3,274	2,940	1.50	—
1年以内に返済予定のリース債務	26	26	2.33	—
その他の長期借入金（注2） （1年以内に返済予定のものを除く。）	19,794	16,936	1.20	平成23年9月～ 平成31年3月
リース債務（注2） （1年以内に返済予定のものを除く。）	55	36	2.39	平成23年12月～ 平成28年1月
合計	24,101	20,540	—	—

（注）1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他の長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
その他の長期借入金	6,532	5,070	4,333	200
リース債務	24	8	2	1

（2）【その他】

記載事項はありません。

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年 3 月31日)	当事業年度 (平成22年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,601	9,317
高速道路事業営業未収入金	40,384	39,606
未収入金	4,289	2,207
短期貸付金	※6 23,858	15,380
有価証券	—	15,000
たな卸資産		
仕掛道路資産	352,554	233,273
貯蔵品	177	197
受託業務前払金	34,981	45,634
前払金	601	1,003
前払費用	156	168
繰延税金資産	640	551
その他	1,948	1,851
貸倒引当金	△203	△203
流動資産合計	465,991	363,988
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	998	1,064
減価償却累計額	△166	△220
建物（純額）	832	844
構築物	※5 18,849	※5 20,043
減価償却累計額	△2,545	△3,420
構築物（純額）	16,304	16,622
機械及び装置	41,181	43,208
減価償却累計額	△5,909	△9,030
機械及び装置（純額）	35,271	34,178
車両運搬具	1,123	909
減価償却累計額	△488	△517
車両運搬具（純額）	635	392
工具、器具及び備品	230	341
減価償却累計額	△63	△84
工具、器具及び備品（純額）	166	256
土地	268	268
建設仮勘定	1,819	1,769
有形固定資産合計	55,299	54,332
無形固定資産	717	605
高速道路事業固定資産合計	56,016	54,938

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,142	5,054
減価償却累計額	△1,422	△1,701
建物（純額）	3,719	3,353
構築物	2	15
減価償却累計額	△1	△1
構築物（純額）	0	13
工具、器具及び備品	112	185
減価償却累計額	△59	△83
工具、器具及び備品（純額）	52	102
土地	375	375
建設仮勘定	0	6
有形固定資産合計	4,148	3,851
無形固定資産	—	0
関連事業固定資産合計	※7 4,148	※7 3,851
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	5,295	5,471
減価償却累計額	△908	△1,102
建物（純額）	4,386	4,368
構築物	26	26
減価償却累計額	△13	△16
構築物（純額）	13	10
機械及び装置	11	11
減価償却累計額	△1	△2
機械及び装置（純額）	9	8
車両運搬具	48	55
減価償却累計額	△18	△23
車両運搬具（純額）	29	31
工具、器具及び備品	160	216
減価償却累計額	△80	△91
工具、器具及び備品（純額）	80	124
土地	7,372	7,260
リース資産	—	4
減価償却累計額	—	△0
リース資産（純額）	—	4
建設仮勘定	42	84
有形固定資産合計	11,933	11,893
無形固定資産		
ソフトウェア	799	539
その他	67	16

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
無形固定資産合計	866	555
各事業共用固定資産合計	12,800	12,448
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	1,114
破産更生債権等	3	3
敷金	787	796
繰延税金資産	—	156
その他の投資等	36	61
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	1,937	2,128
固定資産合計	74,903	73,368
資産合計	※1 540,894	※1 437,356
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※2 44,092	※2 37,746
1年以内返済予定長期借入金	10,822	23,942
リース債務	—	0
未払金	1,959	6,675
未払費用	229	185
未払法人税等	1,208	1,956
預り金	664	206
受託業務前受金	39,308	47,577
前受金	1,376	1,033
前受収益	270	261
賞与引当金	845	771
回数券払戻引当金	30	101
その他	6	100
流動負債合計	100,815	120,560
固定負債		
道路建設関係社債	※1 115,714	※1, ※4 142,857
道路建設関係長期借入金	※4 243,756	※4 94,740
その他の長期借入金	19,794	16,884
リース債務	—	3
退職給付引当金	29,800	30,845
役員退職慰労引当金	31	43
固定負債合計	409,097	285,374
負債合計	509,912	405,934

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	1,780	3,328
繰越利益剰余金	2,201	1,093
利益剰余金合計	3,981	4,422
株主資本合計	30,981	31,422
純資産合計	30,981	31,422
負債・純資産合計	540,894	437,356

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	240,946	234,647
道路資産完成高	43,588	250,021
その他の売上高	5,912	6,777
営業収益合計	290,448	491,446
営業費用		
道路資産賃借料	183,405	179,176
道路資産完成原価	43,588	250,021
管理費用	61,438	※1 60,158
営業費用合計	288,432	489,357
高速道路事業営業利益	2,015	2,089
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	1,799	1,800
休憩所等事業収入	86	102
高架下事業収入	67	66
受託業務事業収入	12,838	3,598
営業収益合計	14,793	5,567
営業費用		
駐車場事業費	1,532	1,501
休憩所等事業費	75	67
高架下事業費	30	77
受託業務事業費	12,625	3,480
営業費用合計	14,264	5,128
関連事業営業利益	※2 528	※2 439
全事業営業利益	2,544	2,529
営業外収益		
受取利息	12	10
有価証券利息	27	9
土地物件貸付料	80	79
損害賠償金	—	77
雑収入	82	100
営業外収益合計	203	278
営業外費用		
支払利息	182	294
回数券払戻引当金繰入額	59	109
雑損失	15	32
営業外費用合計	256	436
経常利益	2,491	2,370

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
臨時損失	※3 100	※3 273
特別損失合計	100	273
税引前当期純利益	2,391	2,097
法人税、住民税及び事業税	1,042	1,724
法人税等調整額	△640	△67
法人税等合計	401	1,656
当期純利益	1,989	440

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
区分	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 高速道路事業営業費用						
1 道路資産賃借料		183,405			179,176	
2 道路資産完成原価		43,588			250,021	
3 管理費用						
(1) 維持修繕費	23,215			28,354		
(2) 管理業務費	31,436			25,334		
(3) 一般管理費	6,786	61,438		6,469	60,158	
高速道路事業営業費用合計			288,432			489,357
II 関連事業営業費用						
1 駐車場事業費						
(1) 駐車場事業原価	1,214			1,117		
(2) 一般管理費	318	1,532		383	1,501	
2 休憩所等事業費						
(1) 休憩所等事業原価	33			15		
(2) 一般管理費	42	75		52	67	
3 高架下事業費						
(1) 高架下事業原価	23			64		
(2) 一般管理費	7	30		13	77	
4 受託業務事業費						
(1) 受託業務事業費		12,625			3,480	
関連事業営業費用合計			14,264			5,128
全事業営業費用合計			302,696			494,485

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
区分	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
1. 営業費用						
道路資産賃借料			183,405			179,176
道路資産完成原価						
用地費						
土地代	294			11,522		
労務費	1			757		
外注費	1			152		
経費	1			3,553		
金利等	7			1,022		
一般管理費人件費	1			137		
一般管理費経費	1	310		5,405	22,551	
建設費						
労務費	920			5,446		
外注費	38,146			203,215		
経費	1,656			7,937		
金利等	834			5,501		
一般管理費人件費	613			3,041		
一般管理費経費	361	42,533		1,632	226,775	
除却工事費用その他						
外注費		744	43,588		694	250,021
管理費用						
維持修繕費						
人件費	1,546			1,595		
経費	21,668	23,215		26,758	28,354	
管理業務費						
人件費	1,689			1,552		
経費	29,746	31,436		23,782	25,334	
一般管理費						
人件費	3,255			3,596		
経費	3,530	6,786	61,438	2,872	6,469	60,158

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)			当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
区分	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
2. 営業外費用						
支払利息		138			271	
回数券払戻引当金繰入額		59			109	
雑損失		3	201		19	400
3. 特別損失						
臨時損失			100			100
高速道路事業営業費用等合計			288,734			489,857
4. 法人税、住民税及び事業税		811			1,493	
5. 法人税等調整額		△498	312		△58	1,434
高速道路事業総費用合計			289,046			491,292

(注) 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

② 駐車場事業原価

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	39	3.3	42	3.8
II 経費		1,174	96.7	1,075	96.2
駐車場事業原価		1,214	100.0	1,117	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	439	業務委託費	452
減価償却費	399	減価償却費	316

③ 休憩所等事業原価

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	5	16.7	0	1.5
II 経費		27	83.3	15	98.5
休憩所等事業原価		33	100.0	15	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	18	業務委託費	10
修繕費	5	修繕費	3

④ 高架下事業原価

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	5	23.5	9	14.9
II 経費		17	76.5	54	85.1
高架下事業原価		23	100.0	64	100.0

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	9	賃借料	30
減価償却費	4	業務委託費	15

⑤ 受託業務事業費

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	746	3.9	692	4.9
II 経費		18,233	96.1	13,441	95.1
当期総製造費用		18,980	100.0	14,133	100.0
期首受託業務前払金		28,626		34,981	
合計		47,607		49,115	
期末受託業務前払金		34,981		45,634	
受託業務事業費		12,625		3,480	

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	14,020	外注費	11,865
土地代	1,376	業務委託費	632

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

- ⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費のうち主なものは次のとおりであります。

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

給料手当	1,608百万円
業務委託費	1,514百万円
退職給付費用	859百万円
賃借料	698百万円
租税公課	502百万円
広告宣伝費	487百万円
賞与引当金繰入額	459百万円
減価償却費	236百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

（注）一般管理費の合計は7,154百万円であります。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

給料手当	1,577百万円
退職給付費用	1,292百万円
業務委託費	1,153百万円
賃借料	754百万円
租税公課	495百万円
賞与引当金繰入額	406百万円
減価償却費	254百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

（注）一般管理費の合計は6,918百万円であります。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金合計		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,006	1,780
当期変動額		
別途積立金の積立	774	1,547
当期変動額合計	774	1,547
当期末残高	1,780	3,328
繰越利益剰余金		
前期末残高	985	2,201
当期変動額		
別途積立金の積立	△774	△1,547
当期純利益	1,989	440
当期変動額合計	1,215	△1,107
当期末残高	2,201	1,093
利益剰余金合計		
前期末残高	1,992	3,981
当期変動額		
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	1,989	440
当期変動額合計	1,989	440
当期末残高	3,981	4,422
株主資本合計		
前期末残高	28,992	30,981
当期変動額		
当期純利益	1,989	440
当期変動額合計	1,989	440
当期末残高	30,981	31,422
純資産合計		
前期末残高	28,992	30,981
当期変動額		
当期純利益	1,989	440
当期変動額合計	1,989	440
当期末残高	30,981	31,422

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 (時価のないもの) 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	(1) 仕掛道路資産 同左 (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)												
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>2～50年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>2～45年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>2～17年</td></tr></table> なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (追加情報) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年 4 月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年 4 月30日財務省令第32号））に伴い、当事業年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 _____	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>2～50年</td></tr><tr><td>構築物</td><td>2～45年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>2～17年</td></tr></table> なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	建物	2～50年	構築物	2～45年	機械及び装置	2～17年
建物	2～50年													
構築物	2～45年													
機械及び装置	2～17年													
建物	2～50年													
構築物	2～45年													
機械及び装置	2～17年													
4 繰延資産の処理方法	(1) 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。	(1) 道路建設関係社債発行費 同左												

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 回数券払戻引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、本会計基準の適用による、当事業年度の損益及び退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響はありません。 (5) 役員退職慰労引当金 同左

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 収益及び費用の計上基準	—————	(1) 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 (2) 工事に係る受託業務収入 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。 （会計方針の変更） 工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 ① 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 ② 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(2) 消費税等の会計処理 同左 —————

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。 当事業年度においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(損益計算書) 前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めておりました「損害賠償金」は、当事業年度において営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。なお、前事業年度における営業外収益の「雑収入」に含まれる「損害賠償金」は0百万円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日)	当事業年度 (平成22年 3月31日)
※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しております。 ※2 関係会社に対する主な債務 高速道路事業営業未払金 5,420百万円 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※4 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※5 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円 ※6 担保受入金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。 内容 債券 時価 22,988百万円	※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。 ※2 関係会社に対する主な債務 高速道路事業営業未払金 7,517百万円 3 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※4 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。 ※5 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円

前事業年度 (平成21年 3 月31日)	当事業年度 (平成22年 3 月31日)
※ 7 関連事業固定資産内訳 (1) 有形固定資産 駐車場事業 3,670百万円 休憩所等事業 467百万円 高架下事業 10百万円 有形固定資産 4,148百万円 8 当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 (株)みずほコーポレート銀行 8,000百万円 (株)三菱東京UFJ銀行 4,000百万円 (株)三井住友銀行 4,000百万円 (株)横浜銀行 4,000百万円 借入実行残高 — 差引額 20,000百万円	※ 7 関連事業固定資産内訳 (1) 有形固定資産 駐車場事業 3,470百万円 休憩所等事業 375百万円 高架下事業 5百万円 有形固定資産 3,851百万円 (2) 無形固定資産 休憩所等事業 0百万円 8 当座貸越契約 同左 当座貸越極度額 (株)みずほコーポレート銀行 8,000百万円 (株)三菱東京UFJ銀行 4,000百万円 (株)三井住友銀行 4,000百万円 (株)横浜銀行 4,000百万円 借入実行残高 — 差引額 20,000百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
※ 2 関連事業営業利益の内訳 駐車場事業営業利益 267百万円 休憩所等事業営業利益 10百万円 高架下事業営業利益 37百万円 受託業務事業営業利益 213百万円 関連事業営業利益 528百万円 ※ 3 臨時損失 社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100百万円 4 減価償却実施額 有形固定資産 4,437百万円 無形固定資産 621百万円	※ 1 研究開発費の総額は7百万円であります。 ※ 2 関連事業営業利益の内訳 駐車場事業営業利益 299百万円 休憩所等事業営業利益 34百万円 高架下事業営業損失 11百万円 受託業務事業営業利益 117百万円 関連事業営業利益 439百万円 ※ 3 臨時損失 社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100百万円 占有許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額 173百万円 4 減価償却実施額 有形固定資産 5,204百万円 無形固定資産 669百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度末及び当事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	2	2
工具、器具及び備品	389	238	150
無形固定資産	92	39	52
合計	487	280	206

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内 115百万円

1年超 90百万円

合計 206百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 115百万円

減価償却費相当額 115百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

1年内 193,928百万円

1年超 10,890,635百万円

合計 11,084,563百万円

道路資産以外の未経過リース料

1年内 35百万円

1年超 145百万円

合計 180百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映させておりません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（借主側）

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

社用車（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

1 年内	197,211百万円
1 年超	10,693,423百万円
合計	10,890,635百万円

道路資産以外の未経過リース料

1 年内	37百万円
1 年超	107百万円
合計	145百万円

- （注）1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。
3. 平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度及び平成21年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円それぞれ減額しておりますが、この額は反映させておりません。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	3	1
工具、器具及び備品	376	320	55
無形固定資産	92	59	32
合計	474	383	90

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	37百万円
1年超	53百万円
合計	90百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	112百万円
減価償却費相当額	112百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日）

子会社株式で時価のあるものではありません。

当事業年度（平成22年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額1,114百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(企業結合関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 共通支配下の取引等 連結財務諸表「注記事項（企業結合関係）」に記載 しているため、注記を省略しております。	

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																						
1 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>344百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>12,128百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>171百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>12,748百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△12,108百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>640百万円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制特別控除</td><td>△8.5%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△16.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>16.8%</td></tr> </table>	貸倒引当金	60百万円	賞与引当金	344百万円	回数券払戻引当金	12百万円	退職給付引当金	12,128百万円	役員退職慰労引当金	12百万円	未払事業税	171百万円	その他	17百万円	繰延税金資産小計	12,748百万円	評価性引当額	△12,108百万円	繰延税金資産合計	640百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		住民税均等割等	0.7%	情報基盤強化税制特別控除	△8.5%	評価性引当額の増減	△16.2%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8%	1 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>314百万円</td></tr> <tr><td>回数券払戻引当金</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>12,554百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>221百万円</td></tr> <tr><td>前受金</td><td>420百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>17百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>13,643百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△12,935百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>708百万円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制等税額控除</td><td>△2.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>39.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>79.0%</td></tr> </table>	貸倒引当金	56百万円	賞与引当金	314百万円	回数券払戻引当金	41百万円	退職給付引当金	12,554百万円	役員退職慰労引当金	17百万円	未払事業税	221百万円	前受金	420百万円	その他	17百万円	繰延税金資産小計	13,643百万円	評価性引当額	△12,935百万円	繰延税金資産合計	708百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		住民税均等割	0.9%	情報基盤強化税制等税額控除	△2.0%	評価性引当額の増減	39.5%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.0%
貸倒引当金	60百万円																																																																						
賞与引当金	344百万円																																																																						
回数券払戻引当金	12百万円																																																																						
退職給付引当金	12,128百万円																																																																						
役員退職慰労引当金	12百万円																																																																						
未払事業税	171百万円																																																																						
その他	17百万円																																																																						
繰延税金資産小計	12,748百万円																																																																						
評価性引当額	△12,108百万円																																																																						
繰延税金資産合計	640百万円																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																						
(調整)																																																																							
住民税均等割等	0.7%																																																																						
情報基盤強化税制特別控除	△8.5%																																																																						
評価性引当額の増減	△16.2%																																																																						
その他	0.1%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8%																																																																						
貸倒引当金	56百万円																																																																						
賞与引当金	314百万円																																																																						
回数券払戻引当金	41百万円																																																																						
退職給付引当金	12,554百万円																																																																						
役員退職慰労引当金	17百万円																																																																						
未払事業税	221百万円																																																																						
前受金	420百万円																																																																						
その他	17百万円																																																																						
繰延税金資産小計	13,643百万円																																																																						
評価性引当額	△12,935百万円																																																																						
繰延税金資産合計	708百万円																																																																						
法定実効税率	40.7%																																																																						
(調整)																																																																							
住民税均等割	0.9%																																																																						
情報基盤強化税制等税額控除	△2.0%																																																																						
評価性引当額の増減	39.5%																																																																						
その他	0.0%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.0%																																																																						

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,147.47円	1株当たり純資産額	1,163.79円
1株当たり当期純利益金額	73.67円	1株当たり当期純利益金額	16.31円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益金額(百万円)	1,989	440
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	1,989	440
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,981	31,422
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末純資産額(百万円)	30,981	31,422
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 多額な資金の借入 当社は、平成21年3月19日開催の取締役会の決議(借入金(長期)686億円以内)に基づき、平成21年4月1日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。 区分 金融機関からの借入 借入先の名 株式会社みずほコーポレート銀行他12 称 金融機関 借入金額 金160億円 返済方法 満期一括 借入実行日 平成21年5月15日 返済期限 平成26年5月15日 担保 無担保 資金の使途 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当 その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	15,000

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却費	差引期末 簿価
高速 道路 事業 固定 資産	有 形 固 定 資 産	建物	998	70	4	1,064	220	55	844
		構築物	18,849	1,230	36	20,043	3,420	880	16,622
		機械及び装置	41,181	3,270	1,242	43,208	9,030	3,480	34,178
		車両運搬具	1,123	103	317	909	517	149	392
		工具、器具及び備品	230	130	18	341	84	38	256
		土地	268	—	—	268	—	—	268
		建設仮勘定	1,819	4,731	4,781	1,769	—	—	1,769
		計	64,472	9,536	6,402	67,606	13,273	4,605	54,332
	無形固定資産		717	223	334	605	—	—	605
	合計		65,190	9,759	6,737	68,211	13,273	4,605	54,938
駐 車 場 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	5,018	19	7	5,030	1,681	285	3,348
		構築物	1	13	—	14	1	0	13
		工具、器具及び備品	112	78	5	185	83	29	102
		建設仮勘定	0	118	111	6	—	—	6
		計	5,132	229	125	5,237	1,766	314	3,470
	合計		5,132	229	125	5,237	1,766	314	3,470
休 憩 所 等 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	99	—	99	—	—	0	—
		土地	375	—	—	375	—	—	375
		計	474	—	99	375	—	0	375
	無形固定資産		—	0	—	0	—	—	0
	合計		474	0	99	375	—	0	375
高 架 下 事 業 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	24	—	—	24	19	4	4
		構築物	1	—	—	1	0	0	0
		計	25	—	—	25	19	4	5
	合計		25	—	—	25	19	4	5
各 事 業 共 用 固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	5,295	280	104	5,471	1,102	247	4,368
		構築物	26	0	—	26	16	3	10
		機械及び装置	11	—	—	11	2	1	8
		車両運搬具	48	12	5	55	23	7	31
		工具、器具及び備品	160	65	9	216	91	20	124
		土地	7,372	—	111	7,260	—	—	7,260
		リース資産	—	4	—	4	0	0	4
		建設仮勘定	42	400	358	84	—	—	84
		計	12,955	763	589	13,129	1,236	280 (170)	11,893 (11,114)
	無形固定資産		866	235	546	555 (519)	—	—	555
	合計		13,821	999	1,136	13,685	1,236	280	12,448

(単位：百万円)

区分	資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却費	差引期末 簿価
その他の 固定 資産	有形 固定 資産	土地	0	－	0	0	－	－	0
	合計		0	－	0	0	－	－	0 (0)

(注) 1. 各事業共用固定資産の主なものは庁舎、宿舍となっております。

2. 括弧書きは高速道路事業配賦分となっております。

配賦基準は、当期償却費は勤務時間比、期末残高及び差引期末簿価は固定資産比となっております。

3. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

高速道路事業固定資産（機械及び装置） 料金収受装置 1,353百万円

当期減少額のうち主なものは以下のとおりです。

高速道路事業固定資産（機械及び装置） 料金収受装置 942百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	207	17	18	－	207
賞与引当金	845	2,468	2,542	－	771
回数券払戻引当金	30	109	38	－	101
役員退職慰労引当金	31	12	1	－	43

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	180
預金 普通預金	9,137
合計	9,317

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	13,166
国土交通省	6,759
(株)ジェーシービー	3,042
三井住友カード(株)	2,677
トヨタファイナンス(株)	2,189
その他	11,770
合計	39,606

(2) 高速道路事業営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
40,384	500,685	501,463	39,606	92.6	29

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
国土交通省	1,038
東京都	1,020
首都高速道路サービス(株)	69
目黒区	22
中日本高速道路(株)	5
その他	51
合計	2,207

(2) 未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
4,289	31,473	33,554	2,207	93.8	37

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	32,727	7,779	11,522	28,983
	労務費	2,306	290	757	1,839
	外注費	2,391	716	152	2,954
	経費	21,041	6,521	3,553	24,010
	金利等	1,630	679	1,022	1,287
	一般管理費人件費	1,091	275	137	1,230
	一般管理費経費	5,753	391	5,405	740
	計	66,942	16,655	22,551	61,046
建設費 (除却工事費用その他を含む。)	材料費	2	—	—	2
	労務費	10,107	2,921	5,446	7,582
	外注費	214,454	100,868	203,909	111,413
	経費	45,886	3,496	7,937	41,445
	金利等	6,180	2,786	5,501	3,465
	一般管理費人件費	5,617	2,662	3,041	5,238
	一般管理費経費	3,363	1,348	1,632	3,079
	計	285,611	114,084	227,469	172,226
合計		352,554	130,740	250,021	233,273

(注) 当期減少額のうち主なものは、都道首都高速目黒板橋線の供用(241,072百万円)によるものです。

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
都道首都高速目黒板橋線	13,264
都道首都高速晴海線	749
都道首都高速品川目黒線	18,571
川崎市道高速縦貫線	32,693
横浜市道高速横浜環状北線	80,645
合計	145,925

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
残土処理券	113
凍結防止剤	40
その他	43
合計	197

5 受託業務前払金

区分	金額（百万円）
受託業務前払金	45,634
合計	45,634

II 流動負債

1 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	17,117
首都高メンテナンス西東京㈱	2,073
日本コムシス㈱・サンワコムシスエンジニアリング㈱ 共同企業体	1,565
首都高メンテナンス東東京㈱	1,525
東光電気工事㈱・六興電気㈱共同企業体	1,524
その他	13,939
合計	37,746

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
麹町税務署	2,510
横河工事㈱	774
西武鉄道㈱	571
三菱電機㈱	393
オリエンタル白石㈱・東鉄工業㈱共同企業体	360
その他	2,065
合計	6,675

3 受託業務前受金

区分	金額（百万円）
受託業務前受金	47,577
合計	47,577

Ⅲ 固定負債

1 道路建設関係社債

銘柄	金額（百万円）
政府保証第1回首都高速道路株式会社債券	9,955
政府保証第2回首都高速道路株式会社債券	9,983
政府保証第3回首都高速道路株式会社債券	17,140
政府保証第4回首都高速道路株式会社債券	9,944
政府保証第5回首都高速道路株式会社債券	10,334
政府保証第6回首都高速道路株式会社債券	9,967
政府保証第7回首都高速道路株式会社債券	8,439
政府保証第8回首都高速道路株式会社債券	12,110
首都高速道路株式会社第4回社債	14,995
首都高速道路株式会社第5回社債	39,984
合計	142,857

（注）発行年月、利率等につきましては、「第5経理の状況」「1連結財務諸表等」「⑤連結附属明細表」の「道路建設関係社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 （注2）	73,772 (21,032)
(株)みずほコーポレート銀行	11,095 (－)
(株)三菱東京UFJ銀行	6,486 (－)
(株)三井住友銀行	5,084 (－)
(株)横浜銀行	5,009 (－)
その他	14,326 (－)
合計	115,772 (21,032)

（注）1. （ ）内に表示した金額は返済期限が1年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「1年以内返済予定長期借入金」として計上しています。

また、上記合計金額115,772百万円から1年以内返済予定長期借入金21,032百万円を控除した94,740百万円は、固定負債の「道路建設関係長期借入金」として計上しています。

2. 無利子の借入です。

3 その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	7,351 (2,053)
(株)三井住友銀行	2,574 (285)
(株)三菱東京UFJ銀行	2,574 (285)
(株)山梨中央銀行	2,574 (285)
農林中央金庫	1,860 (－)
信金中央金庫	1,860 (－)
第一生命保険(相)	1,000 (－)
合計	19,794 (2,910)

(注) () 内で表示した金額は返済期限が1年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「1年以内返済予定長期借入金」として計上しています。

また、上記合計金額19,794百万円から1年以内返済予定長期借入金2,910百万円を控除した16,884百万円は、固定負債の「その他の長期借入金」として計上しています。

4 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	44,703
年金資産	△11,790
未認識数理計算上の差異	△2,068
合計	30,845

(3) 【その他】

記載事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
株券の種類	1 株券、10 株券、100 株券、1,000 株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号 首都高速道路株式会社経営企画部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
单元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。株主 2 名 (合計 14,533,319 株を保有) から株券不所持の申し出を受け、その株式については株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書 | 平成21年8月5日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度（第4期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の
有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成21年9月30日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書 | 平成21年9月30日
関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成21年10月7日
関東財務局長に提出 |
| (7) 半期報告書及びその添付書類
事業年度（第5期中）（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日） | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出 |
| (8) 訂正発行登録書 | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出 |
| (9) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類 | 平成22年2月1日
関東財務局長に提出 |
| (10) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成22年2月23日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第5回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について（2）機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

（平成22年3月31日現在）

銘 柄	発行年月日	発行価額の総額 （百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	平成20年10月14日	19,996	非上場
首都高速道路株式会社 第4回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	平成21年10月14日	14,995.5	非上場
首都高速道路株式会社 第5回社債 （一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付）	平成22年3月1日	39,984	非上場

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク

1. 民営化について」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、多額な資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒張 健 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、多額な資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。